

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により、(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定に基づき、客観的な評価の結果をここに公表する。

令和4年12月27日

静岡市長 田辺 信宏

記

1 事業の概要

(1) 事業名称

(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業

(2) 種類

教育文化施設

(3) 公共施設等の管理者の名称

静岡市長 田辺 信宏

(4) 事業目的

本事業は、「国際海洋文化都市・清水」の実現をめざすため、国際客船の玄関口である日の出ふ頭周辺にこれから新たに生まれる集客・交流ゾーンの核となる拠点施設として、海を理解し、海のこれからに触れる「オーシャンフロンティア」ミュージアムを創ることを目的とする。

さらに、「オーシャンフロンティア」ミュージアムとしての機能を担っていくため、以下の4つの効果を生み出すことを本事業のミッションとする。

- ・国際海洋文化都市としてのブランド化
- ・国際的な集客と賑わい創出
- ・海洋文化を拓く研究・教育促進
- ・海洋産業の振興と経済波及

本事業の実施にあたっては、市は、PFI法に基づく事業として実施することとしており、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することにより、市の財政負担の縮減と、安定的かつ継続的な運営を期待する。

(5) 事業方式

本事業は、施設等完成後に市に所有権を移転、事業期間中は市が施設等の所有権を有したまま維持管理・運営を行うBTO(Build, Transfer and Operate)方式とする。

(6) 事業範囲

本事業を実施する事業者として市が決定した落札者は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」(Special Purpose Company) という。) を設立する。SPC は本事業の実施にあたって、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に係る業務を行う。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から令和 23 年 3 月までの期間とする。

2 落札者決定までの経緯

「静岡市海洋文化施設 PFI 事業者選定審査会」は、落札者決定基準（令和 4 年 5 月 31 日公表）に基づき、提案内容等の審査を行い、最優秀提案を選定した。

本市は、その結果に基づき、856 グループ（代表企業：株式会社乃村工藝社）を落札者として決定し、令和 4 年 11 月 25 日に公表した。

グループ名	構成	企業名
856 グループ	代表企業	株式会社乃村工藝社
	構成員	ジャパンウェルネス株式会社 株式会社アイ・イー・エー 株式会社フージャースリビングサービス
	協力企業	させぼパール・シー株式会社 株式会社石本建築事務所 有限会社飯田都之麿建築デザイン一級建築士事務所 初雁興業株式会社 鈴与建設株式会社

3 落札価格

落札者として決定した 856 グループ（代表企業：株式会社乃村工藝社）の落札価格については下記のとおりである。

16,959,999,100 円（消費税及び地方消費税等を含む。）

4 財政負担額の比較

本事業を、落札者の提案に基づき PFI 事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、市の財政負担額は、約 12%（現在価値換算後）縮減できることとなった。